

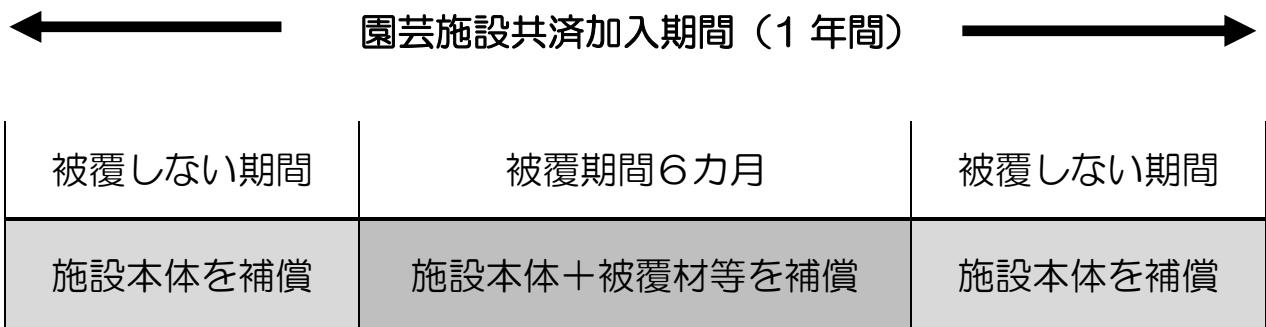
園芸施設共済制度が改正されます

〔平成31年1月からスタート〕

被覆している期間だけの短期加入が廃止になります

- 近年、水害や雪害など過去に例のない災害が発生していることから、水稻育苗等の被覆期間のみの短期加入は廃止となり、被覆していない期間を含め1年間の加入になります。
掛金の全国的な試算では、6カ月被覆しているパイプハウスで3%増の見込みです。

<加入のイメージ>



※ 未被覆期間は被覆期間に比べ低い掛金率となります。

共済掛金国庫負担枠が2倍に拡大します

- 現行、共済金額8千万円を上限としていた国庫負担限度額が、1億6千万円まで引き上げられます。

小損害不てん補割合の引き下げと金額選択が拡充します

- 被害が発生したときは、正味損害額が3万円または、共済価額の10%を超えた場合に共済金が支払われましたが、その割合が5%に引き下げられ小損害の被害時に支払対象となりやすくなります。
- さらに、農家負担掛金低減のため小損害不てん補金額に10万円または、20万円を追加し、農家の選択肢を拡充します。

無事戻金制度を廃止します

- 農業者の掛金負担軽減のため、平成30年度から危険段階別共済掛金率を導入いたしました。被害の少ない農業者へ共済掛金の一部を戻す無事戻金制度についてはこれらの制度改正に伴い廃止されます。